

## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化等、医療を取り巻く環境が大きく変わる中、疾病を抱えてもすべての県民が自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、安心して医療・介護を受けることができる地域づくりが喫緊の課題である。

また、地域医療の確保において重要な課題となる救急医療、災害時医療、新興感染症発生・まん延時における医療等についても、住民が安心して医療を受けられるような体制の構築が不可欠である。

このたび、令和6年度から6年間の地域保健を取り巻く環境の変化に対応すべく、また、計画の進捗状況も踏まえた見直しを行い、地域住民の視点に立った保健・医療・福祉の体制整備を目指す、新たな「徳島保健所地域保健医療計画」を策定した。

### 第2節 計画の基本理念

**「県民一人ひとりの状態に適応した保健・医療・介護サービスが提供され、行き場のない患者を生み出さず、全ての県民が安心して暮らせる徳島づくり」**

徳島県保健医療計画の基本理念に基づき、地域における保健医療対策を推進するため、徳島保健所管内の保健医療連携体制をわかりやすく示すことにより、住民が地域の保健医療機能を理解し、質の高い保健・医療・介護を受けられるような体制を構築することが必要である。

そして、保健医療計画の作成に際しては、医療や行政の関係者に加え、住民が保健医療の現状について共通の認識を持ち、一体となって課題の解決に向けて協議・検討を行い、目標達成に向けて努力することが重要である。

### 第3節 計画の性格

この計画は、次の性格を有するものとする。

- (1) 医療法第30条の4第1項の規定に基づく、県が策定する「徳島県保健医療計画」と一体的に推進する地域計画として位置づけられる。そして、医療だけでなく保健や福祉等の他の関連する分野の内容を含む、保健医療施策を総合的に推進するための目標及び基本的方向を示した計画である。
- (2) 計画の推進については、具体的な数値目標を設定し、評価により改善を図ることのできる計画を作成し、住民とともに計画の推進を図ることとする。
- (3) 計画策定に当たっては、公衆衛生、薬事、社会福祉その他医療と密接に関連する施策との連携を図るため、県の策定した「徳島県総合計画」の保健医療に関する分野別計画等と整合性を保ちつつ、管内の保健医療福祉施策を総合的に推進するものとする。

### 第4節 計画の期間

この計画は、令和6年度を初年度とし原則として6年以内に見直しを行うものとする。

### 第5節 計画の評価

各年度の進捗状況等について、次年度に保健医療福祉等の関係者による「徳島保健所地域保健医療福祉協議会」で分析・評価及び修正等を行い、目標達成に向けて取り組むこととする。

## 第6節 計画の重点目標

### 「誰もがいきいきと安心して暮らせる地域づくり」

の実現に向け、次の4本柱で事業を展開する。

#### 健康危機管理対策の充実強化

- ・ 関係機関の連携強化による大規模災害にも対応できる地域づくり
- ・ 新興感染症発生・まん延時にも対応できる地域づくり
- ・ 健康危機の未然防止対策の充実

#### 地域共生社会の実現に向けた地域体制づくりの推進

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進
- ・ 障がいの有無やその程度に関わらず、誰もが安心して暮らすことができる地域包括ケアの推進
- ・ 子育て世代包括支援センターを拠点とした妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実・強化

#### 生涯を通じた健康なまちづくりの推進

- ・ 安心して子どもを産み育てるための施策の推進
- ・ 地域全体で取り組む疾病予防や健康増進の推進
- ・ 住民が主体的に取り組むこころの健康づくりへの支援

#### 快適な生活環境づくりの推進

- ・ 安全で安心な食品の提供の推進
- ・ 生活環境を適正に保つための施策の推進